

埼玉県広域指導推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、小規模事業者の向上発展を促進し、地域の振興と活性化を図るため、埼玉県商工会議所連合会（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、経営指導員、事務職員（以下「補助対象職員」という。）を設置して行う次の各号の事業とする。

- (1) 小規模事業者に対する広域的・専門的指導事業
- (2) 創業予定者や小規模事業者等に対する創業・経営革新支援事業

2 前項の事業に対する補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助額等)

第4条 前条の経費に対する補助額は知事が定める範囲内とし、補助率は10/10とする。

(経営指導員の資格)

第5条 経営指導員は、次の各号の一に該当し、かつ知事が認定した者でなければならない。

- (1) 経営指導員研修生としての研修課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（以下「大学卒業者」という。）であって、商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（以下「短期大学等卒業者」という。）であって、商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者
- (4) 商工鉦業の指導又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者
- (5) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士、公認会計士補又は計理士の資格を有する者
- (6) 税理士法（昭和26年法律第273号）の規定による税理士の資格を有する者
- (7) 中小企業診断士の登録を受けている者
- (8) 知事が第2号から第7号までに規定する者と同等以上の指導能力を有すると認めた者

(事務職員の資格)

第6条 事務職員は、広域指導推進に係る事務を行える者で、その資格は新制高等学校卒業程度以上の学力を有する者とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出部数は、知事が別に定める。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項は、当該年度の収支予算書又はその案とする。

5 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助対象職員の長期欠勤届)

第12条 補助事業者は、補助対象職員が引き続き1カ月を超えて欠勤し、又は本務を離れるに至った場合は、その事実の発生後7日以内に様式第6号による補助対象職員長期欠勤届を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の届出があった場合は、補助事業の実施について必要な指示をすることができる。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第7号による報告書を当該年度の10月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の実績について、様式第8号による補助事業実績報告書を会計年度終了の日まで(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内)に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分)

第16条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、研修用機器及び備品又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という)とする。

2 補助事業者は、取得財産について補助事業の完了後も、台帳を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 補助事業者が、取得財産を処分したいときは、耐用年数が経過している場合を除き、様式第10号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(書類等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況並びに補助事業の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、かつこれらを主たる事務所に補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施に関しては、この要綱に定めるもののほか、埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱、埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金の運用について、埼玉県経営改善普及事業等の実施方針の定めるところによるものとする。但し、知事が別に指示する事項についてはこの限りではない。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

2 第3条の補助対象職員中、経営指導員、補助員及び事務職員については、平成14年4月1日現在において、埼玉県商工会議所連合会及び埼玉県商工会連合会に所属する者に限るものとする。

3 埼玉県産業振興協会において経営指導員として認定を受けた者は、第5条に規定する資格条件を満たすものとみなす。

4 別表補助対象経費中、暫定加算給付金については、国が激変緩和措置として財政措置する限りにおいて補助す

る。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。